

## 和光都市計画用途地域の変更（和光市決定）

告示年月日  
令和5年10月6日

都市計画用途地域を次のように変更する。

和光市							
種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種中高層住居専用地域	約 272.9 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 34.9 %
小計	約 272.9 ha						約 34.9 %
第一種住居地域	約 218.0 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 27.9 %
小計	約 218.0 ha						約 27.9 %
第二種住居地域	約 8.9 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 1.1 %
小計	約 8.9 ha						約 1.1 %
準住居地域	約 58.2 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 7.4 %
小計	約 58.2 ha						約 7.4 %
近隣商業地域	約 3.2 ha	20/10以下	8/10以下		—		約 0.4 %
約 2.1 ha	30/10以下	8/10以下		—			約 0.3 %
小計	約 5.3 ha						約 0.7 %
商業地域	約 14.6 ha	40/10以下	(8/10以下) *		—		約 1.9 %
小計	約 14.6 ha						約 1.9 %
準工業地域	約 120.5 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 15.4 %
小計	約 120.5 ha						約 15.4 %
工業地域	約 64.9 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 8.3 %
小計	約 64.9 ha						約 8.3 %
工業専用地域	約 19.2 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 2.4 %
小計	約 19.2 ha						約 2.4 %
合計	約 782.5 ha						100 %

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

\* : 建築基準法の規定による

### 理由

和光北インター東部地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となりました。については、市街化区域への編入に併せて、新たな工業系の土地利用を図るとともに、既存の住環境を維持するため、用途地域を変更するものです。